短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護　重要事項説明書

（令和　8　年　10　月　1　日現在）

1　事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人　　茂木福寿会
代表者職氏名	理事長　　加瀬　元彦
所在地	栃木県芳賀郡茂木町大字飯1694番地

2 事業所の概要

(1)提供できるサービスの種類

事業所名称	（介護予防）短期入所生活介護ききょうの里
所在地	栃木県芳賀郡茂木町大字飯1694番地
代表者職氏名	管理者　　永野　由美
介護保険指定番号	栃木県　　0972700157

(2)事業所の職員体制

職務	職務内容	常勤	非常勤	計
管理者	施設全体の監督管理	1名		1名
生活相談員	入退所の管理・生活相談 連絡調整・日常生活の支援	1名		1名
介護職員	介護業務全般	配置基準以上とします。		
看護職員	健康管理全般			
介護支援専門員	介護計画の作成・日常生活の支援	1名		1名
機能訓練指導員 ※看護職員と兼務	機能訓練・日常生活支援		1名	1名
栄養士	栄養管理・献立作成・栄養指導等		1名	1名
調理員	調理業務全般	4名	1名	5名
事務員	事務全般	2名	1名	3名
嘱託医	健康管理及び療養上の指導		1名	1名

※職員は、介護老人福祉施設と兼務しています。

(3)主な職種の勤務体制

従業者の職種	職務内容
介護職員	早番:6:30～15:30 日勤:①8:30～17:30　②9:30～18:30 遅番:9:30～18:30 夜勤:17:00～9:30
看護職員	①8:30～17:30　②9:00～18:00
生活相談員	8:30～17:30
介護支援専門員	8:30～17:30
機能訓練指導員	看護職員の兼務
栄養士（管理栄養士）	8:30～17:30
嘱託医	毎週月曜日　12:30～14:30

(3)同施設の設備の概要

定員	１６名
居室	４人部屋 ２人部屋 個室
浴室	一般浴槽と 特殊浴槽 があります

静養室	1室2床
医務室	1室
食堂	1室
機能訓練室	1室
談話コーナー	1カ所
	2カ所

※施設設備は介護老人福祉施設と併設されています。

3 事業の目的及び方針

利用者が要介護状態等になっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って、サービスを提供するよう努めます。

明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、医療サービス、福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。

4 サービス内容

（１）食事　朝食は 7:30～8:30
昼食は11:30～12:30
夕食は17:30～18:30
ご希望により時間を変更することも可能です。
できるだけ食堂で召し上がって頂いています。

(2)入浴　原則として、最低週に2回は入浴できます。
ただし、身体の状態に応じて、足浴や清拭（体を拭く）となる場合もあります。

(3)介護　ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供いたします。

◆着替えの介助　◆体位の交換
◆排泄介助　◆施設内の移動
◆食事介助　◆シーツ交換　など

(4)機能訓練 身体状況に応じて訓練室等にて介護・看護職員により機能回復訓練を行います。

(5)レクリエーション
ゲームや歌、創作活動などのレクリエーションを行っています。

(6)生活相談 生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

(7)健康管理 適時，看護職員が健康チェック，および必要に応じた処置を行います。

(8)洗濯 施設の洗濯機，乾燥機にて洗濯いたします。なお，衣類の素材によっては乾燥時、多少縮んでしまうことがございますので，衣類を用意される際にはご配慮願います。

(9)理美容サービス
毎月第1火曜日は、理容組合による理容サービスがあります。(有料)
隔月第4週には、訪問美容室による美容サービスがあります。(有料)

(10)送迎範囲
茂木・益子・市貝町内(※送迎実施地域以外に関しては、別途料金がかかります。)

5 持ち物について

持ち物には<u>必ず氏名をご記入下さい。</u>

(色の濃い衣類には糸で刺繍する等消えにくい記名をお願い致します)

◆介護保険被保険者証
◆介護保険負担割合証
◆介護保険負担限度額認定証(適用となっている方のみ)
※原本をお持ち頂ければ、ききょうの里にてコピーいたします。
※写しが必要なのは初回だけですが、保険証の期間が更新された等には必ず再度提出をお願いします。
◆着替え類
普段着1組程度 ・ パジャマ1組 ・ 肌着1枚程度 ・ くつ下1足 ・ 上着など
(着替え類に関しては洗濯・乾燥をして使用させて頂きますので日数分をお持ち頂く必要はありません。)
◆身の回り品
歯ブラシ・手ぬぐいなど
<u>(入浴の際のバスタオル、湯飲みなどは施設でご用意しております)</u>
◆履き物
滑りにくく、かかとのある物でお願いします。
◆薬
ショートステイご利用日数分のお薬をお持ち下さい。
<u>(※内服薬が変更になった際には、必ずお知らせください)</u>
◆ショートステイ連絡票

6 送迎について

送迎範囲は茂木町、益子町、市貝町内となります。送迎実施地域以外の地域の送迎については別途料金をいただきます。

基本的に、お迎えは9:00～10:00頃、お送りは15:30～16:30頃の時間で行っております。

もし、これらの時間帯以外で、ご希望の時間がありましたら担当ケアマネージャーもしくは生活相談員にご相談ください。可能な限り対応いたします。

7 ご利用にあたっての注意点

以下の事由に該当する場合、サービスを中断し退所して頂く場合があります。

- **ご利用者様が、中途退所を希望された場合。**
- **利用中、発熱など体調が悪くなられた場合。**
- **他利用者様の生命、健康に重大な影響を与える行為があった場合。**

ご利用当日にキャンセルされる場合、キャンセル料として1日の利用料金の10％をいただくことがあります。

8 ご利用料金について

(1)短期入所生活介護

該当

基本料金	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要介護1	603円	1，206円	1，809円
要介護2	672円	1，344円	2，016円
要介護3	745円	1，490円	2，235円
要介護4	815円	1，630円	2，445円
要介護5	884円	1，768円	2，652円

該当 サービス提供体制加算（Ⅰ） 22円/日（1割負担の場合）

介護職員数のうち、介護福祉士所持者の割合が80％以上の場合に加算されます。

該当 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10円/月（1割負担の場合）

見守り機器などのテクノロジーを導入し、介護サービスの質を確保しつつ、職員の負担軽減に資する生産性向上の取り組みを推進していることで加算されます。

該当 送迎加算 184円/回（1割負担の場合）

ただし送迎実施地域（茂木，益子，市貝）以外への送迎については送迎実施地域外から10Km未満は片道200円，10Km以上は片道300円を追加させていただきます。

該当 看護体制加算（Ⅰ） 4円/日（1割負担の場合）

該当 介護職員等処遇改善加算Ⅰ・ロ

所定単位×176/1，000単位 （令和8年6月から）

介護職員の処遇改善と人材確保の促進を目的とした加算になります。

(2)介護予防短期入所生活介護

該当

基本料金	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要支援1	451円	902円	1，353円
要支援2	561円	1，122円	1，683円

該当 サービス提供体制加算（Ⅰ） 22円/日（1割負担の場合）

該当 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10円/月（1割負担の場合）

該当 送迎加算 184円/回（1割負担の場合）

ただし送迎実施地域（茂木，益子，市貝）以外への送迎については送迎実施区域外から10Km未満は片道200円，10Km以上は片道300円を追加

該当 介護職員等処遇改善加算Ⅰ・ロ

所定単位×176/1,000単位 （令和8年6月から）

介護職員の処遇改善と人材確保の促進を目的とした加算になります。

※基本料金及び加算においては、介護保険負担割合証に基づく1～3割の負担となります。

(3)短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 共通事項

食費，居住費（1日あたり）

負担限度段階	資産要件	食費	居住費	
			個室	多床室
【第1段階】 ・世帯全員が市町民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	・預貯金等が1,000万円以下の方（夫婦で2,000万円以下の方）	300円	380円	0円
【第2段階】 ・世帯全員が市町民税非課税の方でその他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	・預貯金等が650万円以下の方（夫婦で1,650万円以下の方）	600円	480円	430円
【第3段階】(1) ・世帯全員が市町民税非課税の方でその他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	・預貯金等が550万円以下の方（夫婦で1,550万円以下の方）	1,030円	880円	430円
【第3段階】(2) ・世帯全員が市町民税非課税の方でその他の合計所得金額と年金収入額の合計が 120万円を超える方	・預貯金等が500万円以下の方（夫婦で1,500万円以下の方）	1,360円	880円	430円
【第4段階】 ・本人が市町民税非課税で世帯員に市町民税課税者がいる方 ・本人が市町民税課税の方 ・配偶者が市町民税課税の方（世帯分離している配偶者を含む）	・利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさない方	1,545円	1,231円	915円

食費は朝食275円，昼食700円，夕食570円,おやつ代100円です。

（そのうち、上記の、1日の負担限度額を上限として食費を頂いています。）

※介護保険負担限度認定 適用 ・ 適用外

（第 段階）

該当 ☑　理美容費　理容サービスは1700円（カットのみ）
訪問美容室は業者の定める別紙料金になります。

9 お支払い方法について

ご利用された月の、月末で締めて、翌月の中頃に請求書を発送いたします。
翌月の末までに口座引き落とし、振り込み、現金などでお支払いください。
（支払方法:　　）

10 事故等緊急時の対応

(1)緊急時における確認事項

① 事故により契約者の身体に障害が発生した場合は、生命維持の為に可能な限りの応急処置を行います。

② 医師、事業所の管理者に状況を正確に伝え指示を受け、診断、治療が必要な場合はスタッフ等と協力し適切敏速な対応に努めます。

(2)ご家族、関係機関への連絡

① ご家族等の方へ事故の状況や内容を速やかに且つ正確にお伝えし、ご協力を仰ぎます。（緊急連絡先の変更がある場合は必ずお知らせ下さい。）

② 事故の程度状況に応じて、市町村介護保険係、警察署、県東健康福祉センター等に報告連絡します。

(3)事故、再発防止対策

① 事故防止対策委員会や感染防止対策委員会の活動を基に、対応マニュアルを作成し、職員一同で事故防止に努めております。

② 事故、ニアミス発生時には、そのつど報告書や防止策を検討、作成し、再発防止に努めていきます。

(4)損害賠償

当事業者は損害賠償保険に加入しており、ご契約者に対して賠償すべきことが発生した場合は、保険の適用範囲内で契約書本文第15条に基づき賠償いたします。

11 非常災害時の対応

当施設が定める「消防防災計画」及び「事業継続計画（BCP）」に基づき対応を行います。ご利用者様の安全を確保する為の必要かつ適切な措置を講じます。

平常時の訓練等として、施設が定める消防防災計画に基づき、昼間及び夜間を想定した防災訓練をご利用者も参加して行います。

12 虐待防止について

ご利用者に対する虐待防止の為に、以下の取り組みを講じています。

(1)研修等を通じて、従業者の人権意識の向上、知識や技術の向上に努めます。

(2)個別支援計画の作成により、適切な支援の実施に努めます。

(3)従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

13 感染防止について

(1)当施設内に於いて、感染症が発生した場合には感染症マニュアルに沿って蔓延しない様、ご利用者の安全を確保する為の必要かつ適切な措置を講じます。

(2)従業者の知識及び技術の向上の為、感染防止対策委員会を設置し研修や訓練を定期的に行います。

14 個人情報の保護と使用について

事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びご家族の個人情報を、正当な理由無く、第三者に漏らしません。また、この個人情報保持義務は、サービス提供が終了した後も継続します。

サービス担当者会議等において個人情報を使用するに当たり、予め別紙「個人情報使用同意書」にて同意を頂いています。

15 身体拘束について

サービス提供にあたり、原則として、身体拘束は行いません。しかし、ご利用者、ご家族に同意を得た上で、次に示すような条件が全て満たされた場合、必要最低限の範囲で身体拘束を行うことがあります。

(1)切迫性

直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者本人又は他者の生命、身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2)非代替性

身体拘束以外に、ご利用者又は他者の生命、身体に対し危険が及ぶことを防止できない場合に限ります。

(3)一時性

身体拘束を行う必要性がなくなった場合は直ちに身体拘束を解きます。

身体拘束を行う場合は、行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。

16 見守り対策について

当施設では、ご利用者の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的とした見守り対策に関する人感センサーマット・機器を使用する場合があります。

人感センサーマット・機器につきましては画像や音声記録は残りません。

17 カスタマーハラスメントへの対応について

当施設では、すべてのご利用者に安心して介護サービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしています。

そのため、ご利用者又はご家族からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、従業者の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

具体的には、次のような行為が該当することがあります。

(1) そもそも介護サービスとは全く関係のない要求

(2) 契約している内容やサービスを著しく超える要求

(3) 不当な損害賠償請求

(4) 身体的な攻撃（暴行、物を投げる、唾を吐く、障害、刃物を向けるなど）

(5) 精神的な攻撃（脅迫、誹謗中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
(6) 威圧的な言動（声を荒げる、怒鳴り散らす、睨むなど）
(7) 継続的、執拗な言動（長時間、必要以上に厳しい叱責を繰り返すなど）
(8) 差別的な言動（人種、宗教、嗜好、容姿等に侮辱的な言動をするなど）
(9) 職員への性的な言動（つきまとい行為、わいせつな言動、身体を触る、）
手を握るなど）
(10) 職員個人への攻撃やいやがらせ行為（個人情報を執拗に聞く、個人の顔や名前などをＳＮＳ等に投稿するなど）

これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。

なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

18 第三者評価の実施状況

当施設では第三者評価は実施しておりません。

19 苦情の受付について

(1)苦情受付担当者

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受けつけ、速やかに対応を行います。

【苦情受付担当者】 生活相談員　 吉原 信明　 久保 香織
【電話番号】 0285－65－0811
【受付時間】 午前8時30分～午後5時30分

(2)その他の苦情受付窓口

【 名 称 】茂木町役場 保健福祉課
【所 在 地】栃木県芳賀郡茂木町大字茂木155番地
【電話番号】0285－63－5603　　【ＦＡＸ】0285－63－5600

【 名 称 】益子町役場 健康福祉課
【所 在 地】栃木県芳賀郡益子町大字益子2030番地
【電話番号】0285－72－8867　　【ＦＡＸ】0285－70－1141

【 名 称 】市貝町役場 保健福祉課
【所 在 地】栃木県芳賀郡市貝町大字市塙1280番地
【電話番号】0285－68－1113　　【ＦＡＸ】0285－68－3227

【 名 称 】栃木県国民健康保険団体連合会
【所 在 地】栃木県宇都宮市本町3番9号合同ビル6階
【電話番号】028－622－7242　　【ＦＡＸ】028－622－7281

事業所

《事業所名》　短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所
ききょうの里

《住所》　栃木県芳賀郡茂木町大字飯1694番地

《管理者名》　永野　由美　　印

上記の説明を受け、了承しました。

令和　　年　　月　　日　　利用者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代理人氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印